

栗山町立北海道介護福祉学校 介護職員初任者研修 学則

1 研修の目的

介護職員として必要な基本的知識、技術を習得するとともに、多様化する医療・福祉・介護のニーズに対応し、地域社会に貢献できる人材を育成する。

2 研修の名称

栗山町立北海道介護福祉学校 介護職員初任者研修

3 事業者の名称・所在地

事業者名：栗山町（栗山町立北海道介護福祉学校）

住 所：北海道夕張郡栗山町松風 3 丁目 252 番地

4 研修の要旨

研修形態	修業年限	研修期間	定員（人）	受講料 （円）	受講対象者
通学 （昼間）	1 年 6 か月	9 か月	16 人	70,000 円	一般

※研修会場：栗山町立北海道介護福祉学校内

北海道夕張郡栗山町字湯地 60 番地

※受講料の内訳：講習料 65,000 円、テキスト代 5,000 円

5 受講手続

(1) 募集時期

開講日の 1 か月前から栗山町及び学校ホームページ、栗山町広報で募集を開始し、2 週間前に締め切る。ただし、締切り前であっても、定員に達した場合は先着順で募集を締め切ることがある。

(2) 受講料納入方法

受講決定後、指定の期日までに金融機関又は学校事務局において、現金で一括納入する（栗山町会計規則第 43 条に規定する納入通知書兼領収書（第 10 号様式）による）。

なお、研修開始前までに受講料が入金されないときは、受講を断る場合がある。

(3) 受講料返還方法

研修開始前については、本校の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を受講者が指定する金融機関預貯金口座に返金を行う（栗山町会計規則第 78 条に規定する返納通知書兼領収書（第 21 号様式）による）。

なお、研修開始後は、原則として理由の如何を問わず受講料は返還しない。

6 カリキュラム

本研修における科目及び研修時間は、次の表に掲げるとおりとする。

科 目 名	研修時間
1. 職務の理解	6 時間
2. 介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間
3. 介護の基本	6 時間
4. 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9 時間
5. 介護におけるコミュニケーション技術	6 時間
6. 老化の理解	6 時間
7. 認知症の理解	6 時間
8. 障害の理解	3 時間
9. こころとからだのしくみと生活支援技術	75 時間
10. 振り返り	4 時間
合 計	130 時間

7 主要テキスト

中央法規出版 介護職員初任者研修テキスト 1巻・2巻

8 修了認定

(1) 出欠の確認方法

- ①授業の開始前に出席簿により担当講師が確認する。
- ②研修開始から 15 分以上遅刻した場合は欠席とする。
- ③やむを得ず欠席・遅刻・早退をする場合は、所定の「欠席・遅刻・早退届」を提出することとする。

(2) 成績の評定方法

- ①各科目（項目）の講義・演習・実習については、成績の評定を行わない。
- ②修了評価は、全科目履修終了時に受講者の知識・技術等の習得度を評価する。なお、修了評価は、ア) 講師による評価及びイ) 筆記試験により行う。

ア) 講師による評価

「北海道介護職員初任者研修等実施要綱の別紙 1」における研修科目「9. こころとからだのしくみと生活支援技術」の中で、介護技術の習得度について評価する。各科目でチェック項目を作成し、全体の 8 割以上を習得したことを要する。

イ) 筆記試験

全体に対する 6 割以上の正答を合格基準とする。

(3) 修了の認定方法

- ①所定の科目のすべてを受講しなければならない。なお、研修の一部を欠席した場合は、補講を受講しなければならない。
- ②修了評価で合格基準に達していなければならない。

③修了評価で知識・技術等の習得が十分でない認められた場合は、次のとおりの取り扱いとし、合格基準に達するまでこれを繰り返す。

ア) 介護技術の習得度については、項目を単位として補講を実施し再評価する。

イ) 筆記試験で不合格になった場合は、補講を行い、再試験を実施する。再試験の合格基準は、筆記試験の合格基準に準ずる。

(4) 修了証明書

①修了評価された研修修了者に対し、別紙 1 に定める修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

②研修修了者から紛失や氏名の変更等により再発行の申し出があった場合は、修了証明書及び修了証明書（携帯用）を発行する。再発行は、書面による申請とし、公的証明書（運転免許証、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票等）の提示により、本人確認を行い、その写しを本校が保管する。

③紛失・汚損等により再発行する場合は、1 部につき 1,000 円を受講者負担とする。

9 補講の取扱い

①やむを得ない理由があると認められる場合を除き、研修の一部を欠席があった場合、項目を単位とし同一内容の項目（実習）を別の日に設定し、個別に対応する。この場合の補講に関する受講料は、欠席時間 1 時間あたり 3,000 円を受講者の負担とする。

②8(3)③イ) に規定する補講に関する受講料は無料とするが、再試験料 1,000 円を受講者の負担とする。

10 退学規定

①受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。

②受講者が学則に違反、又は次に掲げる行為があった時は、校長は退学を命ずることができる。

ア) 学習態度不良等で改善の見込みがないと認められるとき

イ) 修了評価が著しく低く修了が困難と見込まれるとき

ウ) やむを得ないと認められる理由がなく欠席を続けるとき

エ) 研修の秩序を乱したとき

11 講師

添付 3 号様式「講師一覧」のとおり

12 実習施設

添付 5 号様式「実習施設一覧」のとおり

13 その他

(1) 本人確認

研修初日に、公的証明書（運転免許証、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票等）の提示により、研修受講者が本人であることを確認し、その写しを本校が保管する。

(2) 科目（項目）の免除

①介護職員初任者研修の一部を受講する場合

研修を受講しようとする者が、すでに他の事業者による研修の一部を受講していた場合は、当該事業者の履修証明により、当該科目（項目）について免除することができる。ただし、受講者からの所定の申請があった場合に限る。なお、履修証明の写しを本校が保管する。

②居宅介護職員初任者研修修了者が受講する場合

研修を受講しようとする者が、居宅介護職員初任者研修を修了している場合は、修了証明書の確認をもって「6. 老化の理解」「7. 認知症の理解」以外の科目を免除することができる。なお、修了証明書の写しを本校が保管する。

(3) 修業年限の延長

受講者が疾病・事故または災害等、やむを得ない事情により、所定の修業年限以内に研修を修了することが困難と認められた場合、1年6か月までの範囲内で延長することができる。ただし、受講者から所定の申請があった場合に限る。

(4) 秘密の保持

①受講者から取得した個人情報については、栗山町個人情報保護条例に基づき取り扱いを行なう。

②受講者は本研修事業の実施において知り得た個人の秘密の保持について十分留意し、所定の誓約書に署名捺印し、本校に提出するものとする。

14 苦情等の窓口

研修に関して次の相談窓口を設け、苦情及び事故が生じた場合は迅速に対応する。

相談窓口：北海道介護福祉学校 事務局

北海道夕張郡栗山町字湯地 60 番地

電話 0123-72-6060

15 附則

本学則は、令和5年8月1日より施行する。

本一部改正学則は、令和6年6月1日より施行する。

本一部改正学則は、令和8年6月1日より施行する。

注1 事業者が学校等の場合で、法令上定めている学則があっても、介護職員初任者研修・生活援助従事者研修に関する学則を別途定めるものとする。

2 事業者は、学則そのものを提出する（本様式は、例示である。）。要綱9(1)に掲げる項目については、その内容が含まれるならば、別の名称であっても、項目を統合、追加しても構わない。なお、項目によっては、必要に応じて、別紙として添付すること。

3 項目ごとの内容は、以下の点に留意する。

(1) 「研修の形態」は、講義の実施方法（昼間、夜間及び通信の別）を記載すること。

(2) 「修業年限」は、要綱3(3)の期間内であること。

(3) 「研修期間」は、研修（講義、演習、実習）の開始から修了までの標準期間を、年、月又は日を単位として記載すること。例 1年、3か月、90日

(4) 「受講料」は、講習料、教材料、実習料等受講者が共通して負担しなければならない費用の総額であって、1人分を記載すること。

(5) 「カリキュラム」は、介護職員初任者研修については別紙1、生活援助従事者研修については別紙8に定める科目（項目）を含み、科目（項目）名、研修時間数等を記載すること。

(6) 「出欠の確認」は、講義・演習、実習において出欠を確認する方法、出席簿等について、記載すること。

(7) 「成績の評定方法」及び「修了の認定方法」は、要綱11を満たすものであること。

修了するには、すべての科目（項目）を受講しなければならないこと。

(8) 「補講の取扱い」は、例えば、補講の対象者、受講費用、上限時間数等を記載すること。

(9) 「退学規定」は、退学の手続方法（受講者から退学を求める場合と事業者が一方的に退学を命じる場合の方法等）を記載すること。

(10) 「講師」は、講師名、担当科目（項目）、資格等を事業所ごとに記載すること。

(11) 「実習施設」は、施設名、住所、設置者等を事業所ごとに記載すること。

(12) 「講師」、「実習施設」は、別紙として、それぞれ添付3号様式、添付5号様式を利用して構わない。